

交通安全教育 DVD  
安全運転管理者の業務  
事業所における安全確保のために  
説明書

道路交通法 74 条の3より、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、「安全運転管理者」の選任を行わなければならないとされています。

この DVD は、安全運転管理者が自らの業務に対する理解を深め、安全運転を確保することを支援することを目的として作成しました。

安全運転管理者の業務

1. 運転者の選任・教育  
2. 運行管理  
3. 安全運転教育  
4. 安全運転講習  
5. 安全運転講習の記録  
6. 安全運転講習の記録  
7. 安全運転講習の記録  
8. 安全運転講習の記録  
9. 安全運転講習の記録

(道路交法施行規則第9条の10)

# 安全運転管理者の業務

— 事業所の安全確保のために —

安全運転をつくろう。  
自動車安全運転センター  
SDワンダくん

# 1. ダイジェスト

## ● オープニング ●

- 必 安全運転管理者や、それを補佐する副安全運転管理者の選任の義務付けについて
- 必 アルコールチェックの検知器を用いた義務化について



## ● 点呼等による日常点検・健康状態の確認と指示 ●

- 必 「日常点検整備の確認」の説明
- 必 点呼等の確認事項
- 必 点呼時における運転者への確認のポイント



## ● 運転前後の酒気帯びの有無の確認 ●

- 必 酒気帯びの確認方法、ポイント
- 必 飲酒習慣の把握



● 運転者への安全運転の指導 ●

- 必 運転者に対する教育・指導のポイント
- 必 計画的な実施
- 必 指示・指導の際の留意事項



● 他社の実践についてご紹介 ●

- 必 安全運転管理者を置く、全国の事業者へのアンケート結果から、安全管理者業務のうち、4項目について、他社の実践について紹介しています

他社の実践

～適性等の把握の方法～

- 運転記録証明書の取得
- 同乗チェック
- 事故・違反の報告の義務・推奨
- 機器記録の確認
- 適性検査

他社の実践

～異常気象時等の指示内容～

- 運転・出勤停止
- 情報の収集と共有
- ルート変更
- 気象・道路状況に合わせた指示
- 全般的注意喚起
- 時間変更・時間の余裕

他社の実践

～健康状態の確認の方法～

- 対面・顔色
- 声かけ・挨拶・会話
- 自己申告
- 項目指定の健康確認

他社の実践

～運転者への安全運転指導の内容～

- 管理者からの危険事例の周知
- 警察による講話・研修
- 運転者の体験に基づく検討会
- 自社での座学・講義
- 実技指導・研修
- 交通安全情報の掲示・配布

● 自動車安全運転センターからのご提案 ●

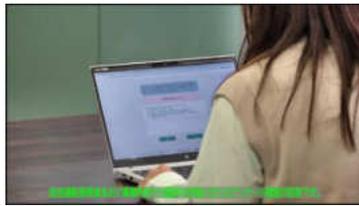
- 必 運転者記録証明書の取得
- 必 安全運転研修所の研修課程の紹介

安全運転管理へのご提案

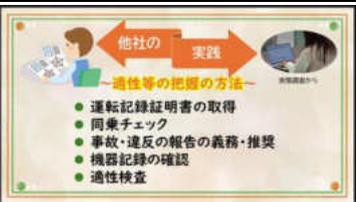
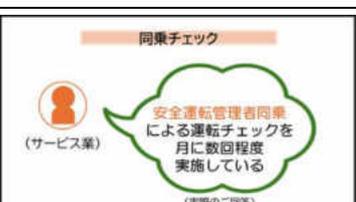
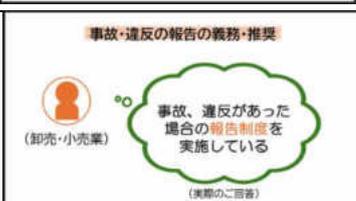
JAPAN SAFE DRIVING CENTER



## 2. 内容

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
<b>1</b>			
<b>オープニング</b>			
1-1	0:00 (4)		道路交通法では、安全運転に必要な業務を行う者として、安全運転管理者や、それを補佐する副安全運転管理者の選任を義務付けています。
1-2	0:14 (1)		この安全運転管理者制度は、昭和40年6月に法制化されたもので、事業所などにおける安全運転の確保を図るための制度です。
1-3	0:25 (5)		令和4年4月から、主にアルコールチェック、令和5年12月からは、アルコールチェックに検知器を用いることが義務化されており、各事業者で対応をしなければなりません。
1-4	0:40 (8)		このDVDでは、法改正の内容を含め、安全運転管理者業務について解説しています。
1-5	0:48 (7)		一部の業務については、実態調査に基づいて実践例を紹介します。これは、自動車安全運転センターが、安全運転管理者をおく事業所110箇所を対象に行ったアンケート調査の回答です。

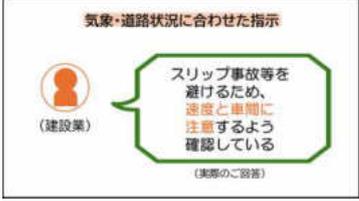
番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
1-6	1:05 (6)		
1-7	1:11 (8)		安全運転管理者の業務は9項目あります。運転者の適性等の把握、運行計画の作成、交替運転者の配置、異常気象時等の安全運転の確保、点呼等による日常点検と健康状態の確認と指示、運転前後の酒気帯びの有無の確認、酒気帯び確認の記録・保存と検知器の有効保持、運転日誌の備付けと記録、運転者への安全運転の指導です。 これから順番に解説していきます。
<b>2-1</b>		<b>業務①</b>	<b>運転者の適性等の把握</b>
2-1-1	1:49 (6)		「運転者の適性等の把握」
2-1-2	1:55 (5)		1つ目の業務は、「自動車の運転についての、運転者の適性、知識、技能や、運転者が道路交通法などの規定を守っているか、把握するための措置をとること」です。
2-1-3	2:10 (10)		例えば、外部の専門機関に依頼すると、客観的な現状把握と指導ができるため、効果的です。
2-1-4	2:20 (17)		運転者の適性を把握するためには、運転適性検査が活用できます。 運転者としての優劣を判断するためのものではなく、安全運転上の問題点を自覚させることに重点をおくことが必要です。
2-1-5	2:37 (26)		運転適性検査を受けた運転者が、結果をみて、自分の問題点を自覚すれば…、行動を変えなければならないことに気づきます。目標を自発的に考えて、その行動を実行することにつながります。安全運転管理者は、運転者がこのような過程

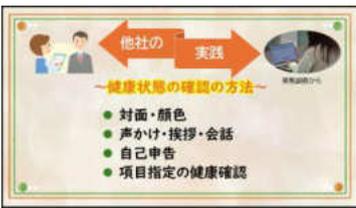
番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
			をたどって、目標行動を続けられるよう、支援します。
2-1-6	3:03 (8)		企業向け研修では、運転者の知識・技能を把握して、向上させることができます。
2-1-7	3:11 (12)		自動車教習所の企業向け研修や、自動車安全運転センターの安全運転中央研修所の専門課程が利用できます。
2-1-8	3:23 (11)		自動車安全運転センターで発行している「運転記録証明書」は、交通事故歴・違反歴の把握に役立ちます。
2-1-9	3:34 (14)		実態調査の結果をご紹介します。 運転者の適性等の把握の方法について、10社以上で挙げられた実践例を紹介します。
2-1-10	3:45 (14)		「運転記録証明書の取得」。 これは、運転記録証明書の事故や違反の情報から、個別指導、集団での教育、分析結果の回覧を行うというものでした。
2-1-11	3:59 (13)		「同乗チェック」。 これは、安全運転管理者や上司が、管理下運転者の運転する車に同乗して、運転の様子を確認し指導するものでした。
2-1-12	4:12 (16)		「事故・違反の報告の義務・推奨」。 これは、運転者に交通事故や交通違反があった場合、安全運転管理者や上司に報告を求めることを、社内で義務化・推奨するものでした。

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-1-13	4:28 (13)	<p>機器記録の確認</p> <p>通信型ドライブレコーダーにより、安全運転度合いを点数化して指導している。</p> <p>(電気・ガス業)</p> <p>(実際のこ回答)</p>	<p>「機器記録の確認」。</p> <p>これは、ドライブレコーダーの記録や、危険な運転行動を検出して記録するソフトやアプリ、定点カメラの映像などを確認するものでした。</p>
2-1-14	4:41 (8)	<p>適性検査</p> <p>運転適性検査の実施と結果の解説については外部機関に委託している。</p> <p>(官公署・公社・団体等)</p> <p>(実際のこ回答)</p>	<p>「適性検査」。</p> <p>これは、管理下運転者に運転適性検査を受けさせるというものでした。</p>
<b>2-2</b>		<b>業務②</b>	<b>運行計画の作成</b>
2-2-1	4:49 (6)	<p>安全運転管理者の業務</p> <p>(道路交通法施行規則第9条の10)</p>	<p>「運行計画の作成」</p>
2-2-2	4:55 (12)	<p>運行計画の作成の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 最高速度違反の防止</li> <li>● 過積載運転の防止</li> <li>● 過労・健康状態への配慮</li> <li>● 放置駐車違反行為の防止</li> <li>● その他安全な運転の確保</li> </ul>	<p>2つ目の業務は、「最高速度違反の防止、過積載の防止、過労運転の防止、放置駐車違反の防止、その他安全な運転を確保するために自動車の運行計画を作成すること。」です。</p> <p>例えば、これから述べるようなことに留意しましょう。</p>
2-2-3	5:17 (19)	<p>最高速度違反の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自動車の速度が速いと事故の被害も大きくなる</li> <li>● 令和8年より、中央線がなく、道幅の狭い生活道路の法定速度が30km/hに</li> </ul>	<p>車両の速度が速くなれば、万一事故が起こった場合の被害も大きくなります</p> <p>また、令和8年からは、生活道路の最高速度制限が時速30kmになります。</p> <p>最高速度違反の防止に留意しましょう。</p>
2-2-4	5:36 (10)	<p>過積載運転の防止</p> <p>—過積載の影響—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 制動距離が長くなる</li> <li>● バランスを崩しやすい</li> <li>● 下り坂でブレーキが利きにくい …</li> </ul>	<p>過積載は、制動距離が長くなる、バランスを崩しやすくなる、下り坂でブレーキが利きにくくなるなど、事故のリスクを高めます。</p>
2-2-5	5:46 (12)	<p>計量器で測定していますか？</p> <p>ブレーキが利かぬ！</p>	<p>積載をしたときには計量器で測定し、過積載運転を防止しましょう。</p> <p>工事現場などの足場を運ぶ際には注意してください。</p>

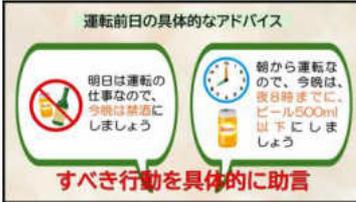
番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-2-6	5:58 (10)		運転者の疾病・体調不良に基づく、健康起因事故を防止するため、運転者の健康状態に、常に配慮しましょう。
2-2-7	6:08 (25)		例えば、運転者には、「疲れを感じた後」に休憩するのではなく、「疲れを感じる前」に計画的な休憩を取るよう伝えましょう。 そのうえで、疲れを感じたら直ぐさま休憩することを伝えましょう。 管理者は、対処行動の提示順にも留意し、社員の身体を労り、配慮することが大切です。
<b>2-3</b>		<b>業務③ 交替運転者の配置</b>	
2-3-1	6:33 (6)		「交替運転者の配置」
2-3-2	6:39 (22)		3つ目の業務は「長距離運転や夜間運転となる場合、疲労などにより安全な運転ができないおそれがあるときは交替するための運転者を配置すること。」です。
2-3-3	7:01 (11)		長距離・夜間の運転は、運転者の身体への負担が増え、注意力の減退などにより交通事故の発生する確率が極めて高くなります。 安全運転管理者は、運転者の健康状態・勤務状態を考慮して、交替する運転者を配置しましょう。
<b>2-4</b>		<b>業務④ 異常気象時等の安全運転の確保</b>	
2-4-1	7:22 (6)		「異常気象時等の安全運転の確保」

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-4-2	7:28 (15)		4つ目の業務は「異常な気象・天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、安全確保に必要な指示や措置を講ずること。」です。
2-4-3	7:43 (7)		近年は線状降水帯、ゲリラ豪雨など、突然の異常気象が発生しています。
2-4-4	7:50 (5)		安全運転管理者は、自治体のハザードマップを確認し、
2-4-5	7:55 (7)		気象情報、注意報・警報などの情報に常に注意するようにしましょう。
2-4-6	8:02 (24)		台風、豪雨、大雪、強風など、異常気象の予想される場合は、運行前に、事象に応じた対応を考えておきましょう。 例えば、降雪が予想される時には、チェーンの装着、台風であれば、運行を延期するなど、無理な運転を避けるよう、運転者の安全を最優先に考えます。
2-4-7	8:26 (22)		豪雨時は、アンダーパスが特に危険です。大量の雨水が流れ込んで、短時間で冠水し、通行車両が立ち往生したり、水没したりし、運転者が死亡する事故も発生しています。運行ルートにアンダーパスがある場合、迂回するルートを走行するよう伝えましょう。
2-4-8	8:48 (10)		また、地震、ガス爆発・水道管の破裂、道路での重大事故など、予測できない異常事態もあります。

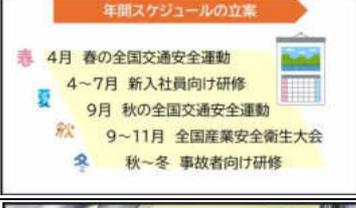
番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-4-9	8:58 (14)		予測される事態も、予測できない事態も含め、日ごろから異常事態に備え、従業員に対して緊急時の措置、連絡体制を周知しておくことが重要です。
2-4-10	9:12 (11)		異常気象時等の安全運転確保のために、安全運転管理者が行う指示の内容について、10社以上で挙げられた実践例です。
2-4-11	9:23 (9)		「運転の停止、出勤の停止」。 これは、運転をやめる、出勤自体をやめるというものでした。
2-4-12	9:32 (22)		「情報の収集と共有」。 これは、「事故」、「通行止め」、「交通規制」、「渋滞」といった道路に関する情報や、「台風」、「降雪・積雪・暴風雪」、「豪雨」、「冠水ポイント」といった気象に関する情報を収集し、共有するというものでした。
2-4-13	9:54 (9)		「ルート変更」。 これは、危険箇所を避けて、安全に移動できるルートへの変更を行うというものでした。
2-4-14	10:03 (18)		「気象・道路状況に合わせた指示」。 これは、滑りやすい路面での速度抑制や、「降雪時のスタッドレスタイヤ装着」、「台風や大雨の時の積載物固定強化」、「強風時の注意」などでした。
2-4-15	10:21 (12)		「全般的注意喚起」。 これは、「安全第一」、「注意喚起」、「無理しない」といった一般的・全般的な注意の声掛けをするものでした。

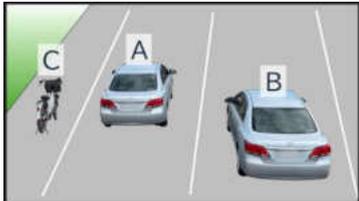
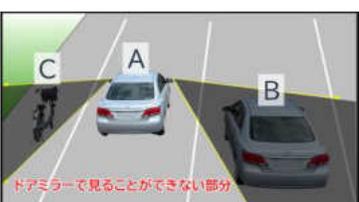
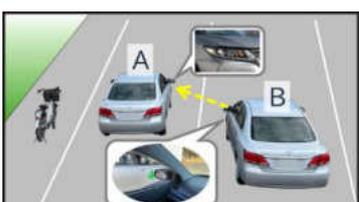
番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-4-16	10:33 (16)		「時間変更・時間の余裕」。 これは、早め・前日に出発して運行に余裕を持つ、配達・納品等の運転を伴う仕事の時間を変更するといったものでした。
<b>2-5</b>		<b>業務⑤</b>	<b>点呼等による日常点検・健康状態の確認と指示</b>
2-5-1	10:49 (6)		「点呼等による日常点検と健康状態の確認と指示」
2-5-2	10:55 (16)		5つ目の業務は、「運転しようとする従業員に対して、点呼などを行い、日常点検整備の実施や、過労、病気などにより正常な運転ができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。」です。 運転者の健康状態と、車両の整備状態の、両方を確認します。
2-5-3	11:21 (16)		まず、車両について、ブレーキの作動、ライト、ウインカーの点検、その他の日常的に点検すべき事項について、運転者が車両の点検を行っていることを確認します。
2-5-4	11:47 (27)		そして、運転者の疲労・健康状態などについてチェックすることが大切です。 アルコールチェックや日誌への記載のために、ついつい運転者の顔を見ないで、手元や機器にばかり目がいきがちです。 手元や機器から目を離し、必ず運転者の顔を見て、疲れた様子や、顔色が悪くないかなど、健康状態を確認しましょう。
2-5-5	12:14 (7)		点呼等による健康状態の確認の方法について、10社以上で挙げられた実践例です。

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-5-6	12:21 (12)		「対面・顔色」。 これは、「顔色」、「表情」、「目視」、「対面」、「顔を見る」といった、目視による確認をするものでした。
2-5-7	12:33 (17)		「声かけ・挨拶・会話」。 これは、「声掛け」、「対話・会話」、「挨拶」、「電話・トークアプリ」、「声の調子」、「言動」といった、声を出してやりとりする確認をするものでした。
2-5-8	12:50 (8)		「自己申告」。 これは、運転者自らに体調を報告させているというものでした。
2-5-9	12:58 (12)		「項目指定の健康確認」。 これは、体温、血圧、健康チェック表といった指定項目に基づく健康確認をするものでした。
<b>2-6</b>		<b>業務⑥</b>	<b>運転前後の酒気帯びの有無の確認</b>
2-6-1	13:10 (7)		「運転前後の酒気帯びの有無の確認」
2-6-2	13:17 (24)		6つ目の業務は、「運転しようとする運転者や、運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、目視などで確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うこと。」です。 運転者の顔色、呼気の臭い、声の調子を観察するとともに検知器を使用します。
2-6-3	13:41 (6)		アルコール検知器の使用義務化規定は、令和5年12月に適用されています。

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-6-4	13:47 (15)		国家公安委員会が定めるアルコール検知器とは、「呼気中のアルコールを検知し、その有無または濃度を警告音、警告灯、数値などのいずれかにより示す機能を有するもの」です。
2-6-5	14:02 (24)		酒気帯びの有無の確認は対面が原則です。但し、直行直帰の場合その他、対面での確認が難しい場合はこれに準ずる方法で行います。例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携帯させたうえで、直接対話できる方法によって安全運転管理者に報告させます。
2-6-6	14:26 (16)		日頃から、アルコールに関する基礎知識の教養を行いましょ。例えば、自分のアルコール摂取量の把握、アルコールが引き起こす健康問題、アルコールの分解速度といった内容です。
2-6-7	14:42 (19)		さらに現場においては、「明日は運転の仕事なので、今晚は禁酒にしましょう」といったことや「朝から運転なので、今晚は、夜8時までに、ビール500ml以下にしましょう」など、すべき行動を具体的に助言すると伝わりやすいでしょう。
2-6-8	15:01 (27)		安全運転管理者は、従業員の飲酒習慣を把握し、運転前後に適切なアルコールチェックを行う必要があります。例えば、安全運転管理者が、抜き打ちでアルコールチェックを行ったり、飲酒行動を抑制するため、従業員それぞれに合った目標と実践の支援をしたりといった対策が考えられます。
<b>2-7</b>		<b>業務⑦</b>	<b>酒気帯びの有無の確認内容の記録と検知器の有効保持</b>
2-7-1	15:28 (6)		「酒気帯びの確認の記録・保存と検知器の有効保持」
2-7-2	15:34 (13)		7つ目の業務は、「酒気帯びの有無を確認した内容を記録し、その記録を1年間保存すること、また、有効に機能するアルコール検知器を常備すること」です。

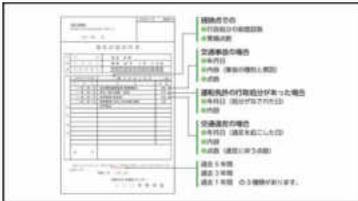
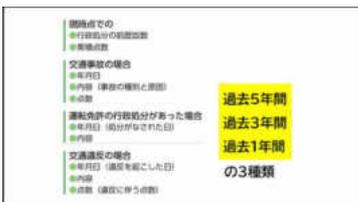
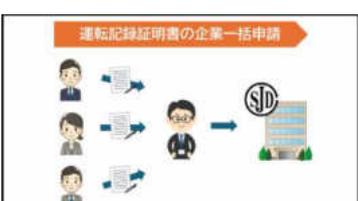
番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-7-3	15:47 (25)		酒気帯び確認を行った場合は、確認者名、運転者、自動車登録番号、確認の日時、確認の方法、酒気帯びの有無、指示事項、その他必要な事項について記録します。 記録の保存方法だけでなく、保存場所やバックアップについても決めておく必要があります。
2-7-4	16:12 (26)		アルコール検知器については、製作者が定めた取り扱い説明書に基づき、適切に使用し、管理し、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、有効なものを保持しなくてはなりません。アルコール検知器には、有効期限や使用回数の上限が定められていますので、必ずチェックしましょう。
<b>2-8</b>		<b>業務⑧ 運転日誌の備付けと記録</b>	
2-8-1	16:38 (6)		「運転日誌の備付けと記録」
2-8-2	16:44 (12)		8つ目の業務は「運転の状況を把握するために必要な事項を、記録する日誌を備付け、運転を終了した運転者に記録させること。」です。
2-8-3	16:56 (23)		運転日誌には、運転者の氏名、運転の開始や終了の日時、運転した距離、その他自動車の運転状況を把握するため必要な事項を記録させます。 運転の経路や休憩時間・場所、交通事故・道路工事の場所や、車両の異常などを記入させます。
2-8-4	17:19 (10)		また運転中に遭遇したヒヤリハットも記載させ、この情報を収集して、次の運行計画に活用します。
2-8-5	17:29 (15)		運転日誌は、運転者自身に記録させます。 安全運転管理者は、運転者が長時間運転や長距離運転など、無理をしていないか、運転状況などを把握することができます。
<b>2-9</b>		<b>業務⑨ 運転者への安全運転の指導</b>	

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-9-1	17:44 (7)	 <p>安全運転管理者の業務 (道路交通法施行規則第9条の10)</p>	「運転者への安全運転の指導」
2-9-2	17:51 (12)		9つ目の業務は「運転者に対し、『交通安全教育指針』に基づく教育のほか、自動車の運転に関する技能・知識、その他安全な運転を確保するための必要な事項について指導を行うこと。」です。安全運転管理者の根幹となる業務です。
2-9-3	18:13 (26)	 <p>交通安全教育指針 (第2章第5節) 自動車教習所等で習得した技能及び知識から、逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがある ↓ 機会を捉えて、運転適性指導・運転技能指導の実施が必要</p>	「交通安全教育指針」では、免許取得後の運転者については、自動車教習所などで習得した技能や知識から逸脱した運転方法が身に付いてしまうことがあるため、機会をとらえて、運転適性指導や運転技能指導を実施して、安全運転に必要な技能や知識を定着させる必要があるとしています。
2-9-4	18:39 (5)		「交通安全教育指針」の内容を確認し、参考にしてください。
2-9-5	18:44 (8)	 <p>年間スケジュールの立案 春 4月 春の全国交通安全運動 4～7月 新入社員向け研修 夏 9月 秋の全国交通安全運動 秋 9～11月 全国産業安全衛生大会 冬 秋～冬 事故者向け研修</p>	安全運転管理者は、安全運転指導の年間スケジュールを立て、計画的に実施しましょう。
2-9-6	18:52 (12)		事故を起こしてしまう運転者の中には、言われたことや気になったことにこだわってしまい、その時必要な情報の処理に集中できない人も少なくありません。
2-9-7	19:04 (23)		安全運転管理者は、指示・指導の際の言葉遣いにも、十分留意してください。

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-9-8	19:27 (11)		また、自動車教習所や自動車安全運転センターの安全運転中央研修所などの、外部機関による企業向け研修も利用しましょう。
2-9-9	19:38 (17)  19:55 (7)  20:02 (3)	  	自社の駐車場でもできる実技指導の方法を一つご紹介します。 駐車場に、このように2台の車と1台の二輪車を駐車します。Aの車のミラーから、B・Cの車が映し出されない位置にとめます。 運転者にAの車に乗車して、ミラーで見える部分を確認してもらいましょう。  次に、死角を確認してもらいましょう。
	20:05 (15)  20:20 (29)	 	ミラーのみを確認して進路変更や左折をするとBやCと衝突の危険性が高いことを実感してもらいます。 首を左右に動かすことでミラーの死角を補えることも確認します。  走行中のミラーの死角の範囲を正確に理解し、右左折や進路変更などを行う場合は、法に定められた適切な時機に合図することで自車の行動を正確に他者に伝えるとともに、直前ではミラーだけでなく直接目視による安全確認を行うことが不可欠であることを指導します。 つまり「見る努力」を行うことです。
2-9-10	20:49 (7)  20:56 (19)		次に、運転者にBの車に乗車してもらい、Aの右ウinkerを点灯させます。  BからはAの右ウinkerが見え難い位置関係にあり、また、すぐ傍にいるため自分の前に進路変更してくると思えないこと、結果としてA車の動きに対する対応が遅れ衝突の危険性が高いことを実感してもらいます。

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
	21:15 (17)		自分が見られていないことを自覚して注意深く進行するとともに、長い間この位置に居続けることなく、相手のミラーの死角から抜け出すことを指導します。 つまり「見られる努力」を行うことです。
2-9-11	21:32 (8)		運転者への安全運転の指導の内容について、10社以上で挙げられた実践例です。
2-9-12	21:40 (15)		「管理者からの危険事例の周知」。 これは、管理者側から、自社における事故・違反・ヒヤリハットなどの危険事例を運転者に対して周知・伝達するというものでした。
2-9-13	21:55 (13)		「警察に依頼して行う講話・研修」。 これは、最寄りの警察や警察 OB に講話や講習会の実施を依頼しているというものでした。
2-9-14	22:08 (14)		「運転者の体験に基づく検討会」。 これは、運転者が自らの事故違反やヒヤリハットの体験を報告したり、その体験に基づく検討会を行ったりというものでした。
2-9-15	22:22 (8)		「自社での座学・講義」。 これは、「DVD・動画の上映」、「eラーニング」といったものでした。
2-9-16	22:30 (13)		「実車指導・研修」。 これは、「運転指導・訓練」、「実車訓練」、「運転技術・技能」などに関する指導をするものでした。

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
2-9-17	22:43 (14)		「交通安全情報の掲示・配布」。 これは、危険事例以外の全般的な交通安全情報を掲示したり、書面で配布したりするものでした。
<b>3</b>		<b>まとめ</b>	
3-1	22:57 (5)		ここまで、9つの安全運転管理者業務について解説してきました。
3-2	23:02 (17)		事業所は、業務中に従業員が事故を起こした場合、事業所としての責任を問われます。 安全運転管理を確実にすることは、事業所の安定と発展、地域・社会の安全につながります。
3-3	23:19 (6)		9つの業務を適切に行うようにしてください。
<b>4</b>		<b>自動車安全運転センターからのご提案</b>	
4-1	23:25 (6)		自動車安全運転センターからの安全運転管理のためのご提案です。
4-2	23:31 (14)		運転者の適性等の把握のために「運転記録証明書」を、運転者への安全運転の指導のためには、安全運転中央研修所の研修課程をご活用ください。

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
4-3	23:45 (14)		運転記録証明書では、運転者の過去5年間、3年間、1年間の交通事故・違反、運転免許の行政処分の記録を証明します。
4-4	23:59 (10)		交通事故・違反の種類や、交通事故・違反を繰り返していないかなど、運転者の状況を把握することができます。
4-5	24:09 (14)		運転記録証明書の申請用紙は、自動車安全運転センターの都道府県方面事務所のほか、最寄りの警察署又は交番・駐在所にもあります。
4-6	24:23 (13)		従業員の方からの委任を受け、事業所で一括申請することもできます。申請先は自動車安全運転センターの都道府県方面事務所です。
4-7	24:36 (12)		20人以上の一括申請の場合には、事業所内の交通事故・違反の状況や同業種との比較などの分析資料を提供しています。
4-8	24:48 (11)		それぞれの運転者の事故違反状況を、事業所内や同業種の事故・違反状況と比較することで、合理的な指導が可能となります。
4-9	24:59 (9)		また、安全運転中央研修所では、実践的な体験を融合させた研修が受けられます。

番号	時間(秒)	イメージ画像	ナレーション
4-10	25:08 (8)		例えば、自社の運転者に受けさせる研修としては、企業・一般ドライバー向けの研修課程があります。運転適性検査や実技指導が受けられます。さらに、安全運転管理者向けの研修課程もあります。安全運転管理や運転適性検査の実施法に関する講義や実技指導が受けられます。
<b>5</b>		<b>エンディング</b>	
5-1	25:36 (16)		安全運転管理者は、使用者の代務者として、自動車の安全な運転の確保に必要な業務を行う立場にあります。 日々安全運転管理者として、交通事故の実態などに注意を払う必要があります。 運転者の安全運転の確保・向上を常に意識して、日常の業務にあたってください。
5-2	26:02 (4)		

(総上映時間:26:06)



安全運転をつくろう。  
**自動車安全運転センター**  
<http://www.jsdc.or.jp/>

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号  
紀尾井町パークビル2階

電話 03-3264-8600 (代表) Fax 03-3264-8610



SDワンダくん

※この著作物の著作権は、自動車安全運転センターに属します。